3　貨物倉、貨物タンク、バラスト・タンク及び他の区画への安全な通行

3.1　貨物エリア内の貨物倉、コファダム、バラスト・タンク、貨物タンク及び貨物エリアの他の区画への安全な通行は、開放された甲板から直接行うものでなければならず、かつ、これらの場所の完全な検査を確保するものでなければならない。ただし、二重底区画又は船首のバラスト・タンクへの安全な通行については、ポンプ室、ディープ・コファダム、管を通すトンネル、貨物倉、二重船殻区画又はこれらと同様の区画であつて油若しくは危険な貨物を積載する目的としない場所から行うものとすることができる。

3.2　タンク及びタンク内の区画であつて長さが三十五メートル以上のものには、少なくとも二組のアクセスハッチ及びはしごを、できる限り離して備えなければならない。一以上の制水隔壁又は同様の構造物によつて区画され、その隔壁の反対側へ容易に通行することができないタンクにあつては、少なくとも二組のアクセスハッチ及びはしごを備えなければならない。

3.3　各貨物倉には、少なくとも二以上の通行手段を、できる限り離して備えなければならない。一般に、これらの設備は対角に配置されるべきである。例えば、一方の設備を船首側隔壁付近の左舷に、他方の設備を船首側隔壁付近の右舷に配置する。

4　船体構造の通行手引書

4.1　全体及び精密検査並びに板厚計測を実施するための船舶の通行手段は、主管庁に承認された船体構造の通行手引書に記載されなければならない。通行手引書は最新のものを船上に備えなければならない。船体構造の通行手引書は、貨物エリア内のそれぞれの区画について、次のものを含むものでなければならない。

.1　当該区画への通行手段を記載した図面であつて、必要な技術仕様及び寸法を含むもの

.2　各区画内における全体検査用の通行手段を記載した図面であつて、必要な技術仕様及び寸法を含むもの。この図面は、当該区画内のそれぞれの範囲がどこから検査可能であるかを示すものでなければならない。

.3　各区画内における精密検査用の通行手段を記載した図面であつて、必要な技術仕様及び寸法を含むもの。この図面は、構造的に重要な場所の位置、当該場所への通行手段が恒久的なものであるか可動式のものであるか及び当該場所がどこから検査可能であるかを示すものでなければならない。

.4　すべての通行手段及び取付け用設備の構造強度に関する点検及び保守を行うための指示であつて、当該区画内で発生し得るあらゆる腐食性環境を考慮に入れたもの

.5　精密検査及び板厚計測のためにいかだを使用する際の安全指針に関する指示

.6　可動式通行手段の安全な取付け及び仕様に関する指示

.7　すべての可動式通行手段を記載した目録

.8　当該船舶の通行手段の定期的点検及び保守の記録

4.2　この規則の適用上、「構造的に重要な場所」とは、計算により監視が必要であると特定された場所又は類似船若しくは姉妹船の運航実績により船体構造の健全性に影響を与える亀裂、座屈、変形若しくは腐食が発生しやすいと特定された場所をいう。

5　一般的技術仕様

5.1　水平面にある開口、ハッチ又はマンホールを通じての出入りについては、当該開口、ハッチ又はマンホールの寸法は、自蔵式呼吸具及び保護装具を着用した者が支障なくはしごを昇降することができるよう、また、負傷者を当該場所の底部から引き上げることが容易となるような障害物のない開口となるよう、十分なものでなければならない。障害物のない最小の開口は、横六百ミリメートル以上、縦六百ミリメートル以上でなければならない。貨物倉への出入りを貨物ハッチを通じて行う場合には、はしごの頂部は、可能な限りハッチのコーミングに近接するものとしなければならない。ハッチのコーミングの高さが九百ミリメートルを超える場合には、縁材の外側にはしごに連結する踏み台を設けなければならない。

5.2　貨物エリア内の場所の全体にわたる通行を可能とする制水隔壁、フロア、ガーダ及び特設フレームの垂直面にある開口又はマンホールを通ずる出入りについては、障害物のない最小の開口は、幅六百ミリメートル以上、高さ八百ミリメートル以上とし、かつ、グレーチング又はその他の足場を備えられない場合は、船底外板から六百ミリメートル以内の高さにあるものでなければならない。

5.3　載貨重量五千トン未満の油タンカーについては、主管庁は、特別な事情がある場合には、開口を通過し、又は負傷者を搬出することができると認める場合に限り、5.1及び5.2に規定する開口の寸法よりも小さい寸法を認めることができる。

第三―七規則　船上及び陸上において保持する建造図面

1　建造時の建造図面及びその後の構造上の変更を示す他の計画については、二千七年一月一日以後に建造された船舶は、船内に一組を保管する。

2　当該図面の追加の一組は、第九章第一規則2に定義する会社によつて陸上に保管する。

第三―八規則　えい航及び係留設備

1　この第三―八規則は、二千七年一月一日以後に建造された船舶について適用するが、第三―四規則に基づいて提供される非常えい航設備については、適用しない。

2　船舶は、船舶の通常の運航に関連するすべてのえい航及び係留作業の安全な実施を行うことができるようにするための十分に安全な使用荷重を有する装置、設備及び取付け物を備える。

3　2の規定に基づいて備える装置、設備及び取付け物は、主管庁又は第一章第六規則に基づき主管庁が認定する機関の適当な要件を満たすものとする。

4　この規則に基づいて備える取付け物又は設備品は、船舶の構造の附属品の強度を考慮して、その安全な運用に関連するいかなる制限についても明確に表示する。

第三―九規則　船舶への乗船及び船舶からの下船の手段

1　二千十年一月一日以後に建造された船舶は、2の規定に従い、港内及び港内での関連作業において使用するため、舷門、舷側はしごのような船舶への乗船及び船舶からの下船の手段を備える。ただし、主管庁が特定の規定に適合することが不合理又は実行不可能であるとみなす場合を除く。

2　1の規定により要求される乗船及び下船の手段は、国際海事機関が作成する指針に基づいて造られ、及び設置される。

3　すべての船舶について、乗船及び下船の手段は、安全な積込みに関連するいかなる制限も考慮に入れた本来の目的のために、適当な条件で検査し、保守を行う。乗船及び下船の手段を支持するために使用されるすべてのワイヤは、第三章第二十規則4に定めるところにより保守を行う。

三　第二―一章B部及びB―一部を次のように改める。（平成二十一年一月一日及び平成二十二年一月一日効力発生）

B部　区画及び復原性

第四規則　総則

1　B―一部からB―四部までの損傷時復原性の要件は、長さ（L）八十メートル以上の貨物船について及び長さのいかんを問わずすべての旅客船について適用するが、国際海事機関が作成する他の文書において区画及び損傷時復原性の規則に適合することが示される貨物船については、除外する。

2　主管庁は、特定の船舶については、この部の規則に示す安全性と少なくとも同程度であることが達成されることを認める場合には、代替の方法を認めることができる。そのような方法を認める主管庁は、国際海事機関にその細目を送付する。

3　船舶は、その予定された用途の性質を考慮して、できる限り有効に区画する。区画の程度は、旅客の運送に主として従事する最も長い船舶が最も高い程度に区画されるように、船舶の長さ及び用途に応じて異なる。

4　水の流入を防ぐのを厳重にするために十分な水密性を有する甲板、内側外板又は縦通隔壁を設ける場合には、主管庁は、その計算に当たりそのような構造の有益な影響及び悪影響について適切な考慮が払われていることを確かめる。